

大洗町議会ハラスメント防止条例

(目的)

第1条 この条例は、大洗町議会における議員間及び議員と職員間との関係において発生するハラスメントの防止及び排除に関し必要な事項を定めることにより、議会の公正かつ円滑な運営並びに信頼性の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ハラスメント」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 職務上の地位や権限を背景に、相手に精神的又は身体的苦痛を与える行為
(パワー・ハラスメント)
- (2) 性的言動により相手に不快感を与え、又は職務環境を害する行為
(セクシュアル・ハラスメント)
- (3) 妊娠、出産、育児、介護等に関する言動により不利益又は不快感を与える行為
(マタニティ・ハラスメント)
- (4) その他、人格を侵害し、又は議会活動の環境を悪化させる一切の行為

(適用範囲)

第3条 この条例は、議員間及び議員と職員間において生じたハラスメントに関する事案について適用する。

(議員の責務)

第4条 議員は、町民の負託を受けた町民の代表者として、町政に携わる権能及び責務を自覚し、常に高い倫理意識を持つとともに、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たることを認識し、その防止に努めなければならない。

- 2 議員は、ハラスメントに当たる行為を疑われたときは、誠実な態度で事実を明らかにするとともに、その責任を明確にしなければならない。
- 3 議員は、ハラスメントに当たる行為が行われていると認めるときは、当該行為を行っている議員に対して厳に慎むべき旨を指摘し、解決するよう努めなければならない。

(議長の職務)

第5条 議長は、ハラスメントの防止に努めるとともに、議員によるハラスメントの相談又は申立てを受けたときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

- 2 議長は、前項に規定する相談又は申立てを受けたときは、その内容を精査しなければならない。
- 3 議長は、次に掲げる場合には、前項に規定する内容の精査について、専門的な知識及び経験を有する者に行わせるものとする。

(1) 第1項に規定する相談又は申立てをした者（以下「相談者」という。）が希望する場合

(2) 議長が必要と認める場合

4 議長は、第2項に規定する内容の精査の結果、相当の理由があると認めるときは、事実関係の調査を行うものとする。

5 議長は、前項に規定する事実関係の調査を行うために、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項の規定に基づき設置された代表者会議を開催するものとする。

6 議長は、次に掲げる場合には、前項の規定に基づき開催する代表者会議に専門的な知識及び経験を有する者を出席させ、意見を求めるものとする。

(1) 相談者が希望する場合

(2) 相談又は申立ての対象になった議員が希望する場合

(3) 代表者会議において、出席者の過半数が希望する場合

7 議長は、代表者会議の調査結果を尊重し、ハラスメントに当たる行為が確認されたときは、当該議員に対する指導又は注意、当該議員の氏名の公表その他の必要な措置を講じるものとする。

（議長職務の代行）

第6条 議長が前条第1項に規定する相談又は申立ての対象になったときは副議長が、議長及び副議長がともに調査の対象になったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行うものとする。

（研修等）

第7条 議会は、ハラスメントの防止を図るため、必要な研修等の実施に努めるものとする。

（被害者のプライバシーの保護）

第8条 議員は、ハラスメントによる被害者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、当該ハラスメントに関し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。